

FCTV インターネット接続サービス インターネットサービス解約申込書

福井ケーブルテレビ株式会社 インターネットサービス係 行
 〒910-0857 福井市豊島1-6-1 第2三谷ビル3F
 TEL 0120-05-5710

お客様番号						
-------	--	--	--	--	--	--

私は、FCTV インターネットサービスの契約を解除したいので、ここに通知すると共にケーブルモデムの撤去を申し込みます。

ご契約者名	ふりがな					
	漢字					
ご契約者住所	〒					
	TEL () - FAX () - 携帯電話 () -					
ケーブルモデム設置住所	〒					
	TEL () - FAX () - 携帯電話 () -					
平日昼間のご連絡先	お名前		電話番号			
ケーブルモデム撤去希望日 (〇時というご要望は承れません)	第1希望	第2希望	第3希望			
	月 日 AM / PM	月 日 AM / PM	月 日 AM / PM			
	※投函日から少なくとも7日以降の日付を記入してください。 ※日曜・祝日は作業できません。 ※急な転居等でお急ぎの場合はお客様センターにご相談ください。【お客様センター：0120-05-5710】					
メールアカウント継続利用希望	<input type="checkbox"/> 希望する(別途メールアカウント継続利用申込書が必要です) <input type="checkbox"/> 希望しない					
解約証明書の発行(未記入の場合は発行いたしません)	<input type="checkbox"/> 希望する※手数料550円(税込)が必要です。 【証明書の郵送先】 <input type="checkbox"/> 契約者住所 <input type="checkbox"/> ケーブルモデム設置住所		<input type="checkbox"/> 希望しない			

インターネットサービスの解約について

インターネットサービスが解約となるのは、ケーブルモデムが実際に撤去された日付となります。希望日時にお伺いできない場合は解約希望日の月の末日でサービスを終了させて頂きます。ケーブルモデムの撤去を以て解約としますので別途通知書等は発行しませんが、解約証明書の発行を希望される場合は有料でこれに応じます。※撤去希望日はこの申込書を投函する日から少なくとも7日後として下さい。転居等の事情によりお急ぎの場合はお客様センターにご連絡下さい。利用料金は月割り計算です。解約当月分の利用料金が発生しますので、解約日時の際にはご注意ください。

ケーブルモデムの撤去について

ケーブルモデムの撤去は、お電話にてご連絡を差し上げた上で訪問日時を決定し、弊社営業時間内にお伺いします。契約者ご本人の立会は必須ではありません。ケーブルモデムは絶対にご自分で取り外ししないで下さい。何らかの理由で既にケーブルモデムが取り外されている場合でも、配線の処理の為に弊社作業員がお伺いいたします。

ケーブルモデム撤去後の宅内配線は、そのまま残置となります。借家などで配線を撤去する必要がある場合は、実費(5500円程度・税込)を頂きます。また、アパートの退去などで外線(電柱からお客様の建物までの間の屋外配線)の撤去が必要になる場合は、実費5500円(税込)が必要になります。外線撤去の必要の有無については、大家さんなどにお尋ね下さい。

解約証明書の発行について

弊社は、お客様がインターネットサービスを解約したことを約款第16条に基づきケーブルモデムの撤去を以て証明します。よって通常は書面での証明を致しませんが、お客様都合で書面の発行を希望される場合は、所定の手数料を申し受けこれに応じます。

メールアカウントの有効期限について

ケーブルモデムが撤去された後、直ちにメールアカウントの抹消を行います。未読のメールなどは消去されます。抹消のご連絡は特に差し上げませんのでご承知おき下さい。 ※ミテネへのメールアカウント移行を行った場合は、そのアカウントの変更などは承れません。またFCTVからのお知らせが届きますのでご了承下さい。